上関町英語検定料助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、上関町の子どもたちの英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）の受検を促すとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、検定料助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者)

第２条　補助の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、上関町内の小中学校に在籍している小学生及び中学生、並びに上関町内に住所を有する小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）の保護者とする。

（助成金の額等）

第３条　助成金の額は、各種検定の検定料と同額とする。

２　助成金の交付は、児童生徒１人につき、１年度１回とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、助成を受けようとする英語検定のあった日の属する年度の３月１日までに、上関町英語検定料助成金交付申請書（様式第１号）に検定結果通知書及び検定料の支払いを証する書面の写しを添付して、町長に申請を行うものとする。

（助成金の交付決定及び給付）

第５条　町長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、英語検定料助成金を交付することが適当であると認めたときは、英語検定料助成金を請求日の属する月の翌月末日までに給付するものとする。

２　英語検定料助成金を交付することが不適当であると認めたときは、上関町英語検定料助成金交付却下通知書（様式第２号）により、支給対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第６条　町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段があるときは、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は､令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

上関町英語検定料助成金交付申請書

上関町長　様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受  検  者 | (フリガナ) |  | | |
| 氏　　名 |  | | |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 住　　所 | 上関町 | | |
| 学校名 |  | 学年 |  |
| 受験級 |  | 受験日 |  |
| 振  込  先 | 金融機関名 | 銀　　行　　　　　　　支店  信用金庫  農　　協　　　　　　　支所 | | |
| 口座の種類 | 普通預金　　・　　当座預金 | | |
| 口座番号 |  | | |
| 口座名義人  (カタカナでご記入ください) |  | | |
| ◎助成対象及び助成金額････受検料と同額  **（注）必ずお読みください**  １ 添付書類について  **「検定結果通知書」及び「検定料の支払いを証する書面」の写し**  ２ 助成金の交付は、当該年度中に１回限りです。  ３ 助成金の交付は、予算の範囲内において行います。  ４ 助成金の申請は受検した年度の３月１日（１日が土日の場合は、その直前の平日）までとします。 | | | | |

検定を受検しましたので、助成金の交付を申請します。

　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　（　　）　　―

様式第２号（第５条関係）

上教第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

上関町長　　　　　　　　　　印

上関町英語検定料助成金交付却下通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受検の種類 | |  |
| 却　下 | 理　　　由 |  |